

平成29年6月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年6月12日（月）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成29年6月12日（月） 午前 9時03分
閉 会 日 時	平成29年6月12日（月） 午前11時00分
委 員 長	金子 雄一
委員会出席委員	
委 員 長	金子 雄一
副 委 員 長	永沼 博昭
委 員	中野 昭 竹田 悦子 坂本 晃 野本 恵司 矢島 洋文
委員会欠席委員	
議 長	
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 3 7 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 4 3 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決

委員会執行部出席者

（秘書室）

秘書室長 武井 利男

秘書室参事兼秘書課長

佐々木紀演

地域活性化特命チーム参与

中島 章男

地域活性化特命チーム課長

高坂 清

（企画部）

企画部長 望月 栄

企画部副部長 榎本 智

企画部参事兼総合政策課長

齊藤 隆志

財政課長 小林 宣也

情報システム課長兼社会保障・

税番号制度導入プロジェクト課

長 野口 高志

危機管理課長 田島 盛明

（総務部）

総務部長 福田 芳智

総務部副部長兼総務課長

清水 洋

総務部参事兼職員課長

山崎 勝利

契約検査課長 堀越 延年

自治文化課長 藤崎 秀也

自治文化課副参事 沼上 勝

吹上支所長 吉田 憲司

川里支所長 武藤 幸二

会計管理者 宮澤 芳之

会計課副参事 高子 英江

監査委員事務局長 田口 義久

書記 小野田直人

書記 中島 達也

(開会 午前9時03分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

中野昭委員と竹田悦子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第43号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法を進めたいと思います。この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(総務部参事兼職員課長) おはようございます。議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容につきましては、3点ございます。1点目が再度の育児休業ができる特別の事情、2点目が育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情、3点目が育児短時間勤務の終了の翌日から起算して1年を経過しない場合に再度育児短時間勤務をすることができる特別の事情、これら3点の特別の事情として、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合を明文化したものでございます。なお、今回の改正内容につきましては、これまでも運用により特別の事情として認められていたものであります。

施行日については、公布の日からとしてございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) よろしく申し上げます。確認ですけれども、まず確認から入りたいのですが、今回の改正は人事院規則の改正に伴い改正をするということですが、運用上はもう既に実施されていたということですが、それでよろしいのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) はい、そのとおりでございます。

(矢島) では、質問しますけれども、運用上実施されていたわけですが、条例改正をする必要性についてお答えいただきたいと思います。

(総務部参事兼職員課長) 今回この追加された特別の事情のほかにそれぞれ既に再度の育児休業ができるものですか、期間の延長ができるものというのは何点か条例に明文化されておりました。今回保育所等における保育の利用に関して追加されましたのは、こういった事情も明らかにしてわかりやすくするために明文化されたものと考えております。以上です。

(矢島) そうすると、運用していたときは非常にわかりづらかったということでもよろしいのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) わかりづらいといえますか、その条例自体に明記されておりませんので、職員がわかるということにもつながらないという点があったかとは思いますが。ただ、職員宛てには共有の電子掲示板等でそういった内容というのはお知らせはしておりました。

以上です。

(矢島) では、市としては育休を積極的に推進していくということでもよろしいでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) はい、そのとおりに考えております。

(矢島) では、この積極的に推進するための取り組み、どんな取り組みをしているのかお聞かせください。

(総務部参事兼職員課長) 市の職員のワーク・ライフ・バランス、女性活躍推進といった特定事業主行動計画というのがございまして、そちら

の特定事業主行動計画で育休の取得についての推進を規定しておりまして、職員にもそのように案内をしているところでもあります。

（矢島）制度の周知的なものはそうかもしれませんが、例えば育休、職場に迷惑をかけてしまうとか、そんな思いで踏み切れない人が、そういう人がいないとも限らないと思うのですけれども、育休をとりやすくするための工夫というのはどういうふうにされているのか。例えば人的補充も速やかにする。例えば今回の事由についても、比較的前々からわかっているというよりは、近々になってこういう状況になるようなケースがほとんどというか、多いと思いますので、急遽人員配置なんかをする場合にどのような対応策をとっているのかお聞かせください。

（総務部参事兼職員課長）今回の追加された内容につきましては、再度の育児休業、それと期間の再度の延長等になりますので、既に育児休業中にある職員ということになります。その育児休業中の職員の代替措置としましては、臨時的任用職員を採用することで対応しております。この延長を再度となった場合につきましても、その臨時的任用職員でその期間業務をカバーするという事になるかと思っております。以上です。

（矢島）臨時職員で対応ということですが、当然臨時職員と正規の職員というのは職務の内容が変わってくるわけで、臨時職員で対応し切れているのでしょうか。やはりその辺はある程度やむを得ないというふうに考えているのでしょうか、それとも全体の正規の職員の中の人事異動というのは考えにくいのでしょうか、られないのでしょうか。その辺についてお聞かせください。

（総務部参事兼職員課長）現状育児休業職員の代替としましては、2名の臨時職員までで対応しておりまして、そのカバーというのはできているというふうに考えておりますけれども、当然正規職員と臨時職員とは異なるところがありますので、その所属部署において相互に補佐をし合っているということはあるかと思っております。現状としては、配置がえをすぐに行うというところではなくて、その所属部署の中で臨時採用職員を採用することによって対応しているというのが現状であります。

以上です。

（矢島） それでは、今回の改正により育児休業取得の事由、事実の確認というのはどういうふうに行うのでしょうか。お聞かせください。

（総務部参事兼職員課長） 今回の追加された内容につきましては、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みをしているけれども、当面その実施が行われない場合ということで、当初希望していた入所日に保育所に入れないといったことで、市町村からの入所に当たっての不承諾通知等をもって入所ができないといった事実を確認することになります。

（矢島） 不承諾通知というのは、これは制度化されているもので、各市町村がこういうものを発行しなければいけないという規定があるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長） 規定自体につきましては、ちょっと存じ上げていないのですが、おおむねほとんどの市町村で入れない場合については、そういった趣旨の通知を出しているようでございます。

（竹田） 何点かお尋ねをします。

まず1点目ですが、いわゆる保育所を希望したけれども、基本的には申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、ということは基本的にはちょっと変な言い回しだけれども、入れないから、育児休業は延長してもいいよということですよ。だから、本当に働く人たちにとれば大変な事態が広がっているなというのはこの文章からは受け取れるのですが、いろいろな通知が人事院から来ていますけれども、その背景というのはやっぱり待機児童とか、いわゆる多いということの問題意識の中でやったよという、その背景などの通知というのは来ているのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長） 今回の改正に当たっての通知には、その背景というところまではうたわれておりませんでした。ただ、公務員以外の一般の労働者についても法が改正されたのが、平成27年の4月には保育所等ということで認定こども園も含めた形での制度があったということございまして、そのとき改正が子ども・子育て支援法の成立、3法で

すか、の成立等にかかわる影響だということですので、竹田委員がおっしゃった保育所等に入れないとしたことについても反映された内容となっていると考えてはおります。

（竹田）ということは、非常に深刻な事態がこの条例の中から子育てに関する背景というのはあるかなというふうに思うのですけれども、そういう点からいうと、ではこの入れなかった人たちについては延長することができる場合の給料保障というのですか、給料の保障というのはどんなふうになっていくのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）通常育児休業期間中につきましては、共済のほうから育児休業手当金というものが出ております。今回この保育所における保育の実施が希望してもできていない場合につきましては、1歳6カ月までの延長という制度がございます。

以上です。

（竹田）6カ月までの延長ということですね。確認します。

（総務部参事兼職員課長）通常ですと1歳までなのですけれども、保育所に入れないと今回のこういった特別の事情があった場合は1歳6カ月までという内容となっております。結果的には6カ月ということですね。

（竹田）ということは、職員の皆さんの住んでいる自治体の、あるいは管外委託も含めて努力してやるけれども、本人の都合ではないけれども、結局6カ月以降も入れなかったということは、基本的にはそれ以降になると無給になるというふうに理解していいのかどうか確認します。

（総務部参事兼職員課長）はい、そのようになります。

（竹田）ということは、女性が働くと、一億総活躍社会の中でどんどん、どんどん社会進出しましょうというふうに言って、それとあわせて働かざるを得ない環境の中で、入れなかった人たちは結局例えば無給で過ごさざるを得ないという点では、非常に経済的なリスクを負うようになるのですよね。負うようになるのですよね。ということは、非常にそういうところでいうと、何かやっぱりその人の都合ではないにもかかわらず働けないという環境の中では、何らかの手だてをする必要があると私は考えますが、そういう点での職員組合との事前の話し合い、この条例を

出すに当たって、職員の労働条件の問題ですから、組合との話し合いというのはされているのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）今回の改正内容につきましては、運用でも実施していたところもございます。その期間、共済組合のほうでの手当の期間ですけれども、こちらも既に1年保育所に入所できなかった場合は6カ月、また1年6カ月という規定が変わったものでもございません。ですので、職員組合との協議というのは行っておりません。

（竹田）わかりました。

それとあと、先ほどこの条例について積極的に遂行する取り組みをしていきたいというふうにお答えになりましたよね。ということは、もちろん入れなかったら延長せざるを得ないから、それは大事なことだと思うのですけれども、その後も入れない状況になるということは積極的に遂行するというよりも、むしろやるべきことは働く人たちが安心して働き続けられる環境をつくるためにもっと保育所をふやしていただく、安心して預けられる保育所をふやしていただくというふうに、もっとそのほうに遂行していただいたほうが私はいいのではないかというふうに考えますが、どうなのでしょう。

（総務部参事兼職員課長）積極的に推進していくのは育児休業の取得率といった点で答弁させていただきました。竹田委員さんのほうからのご質問のあったそういった働く環境の整備ということは、まさにそういったことだと思います。ただ、保育所の整備等については鴻巣市もそうですけれども、保育所管部署で行っておりますし、全国でもそういった待機児童のないように国を挙げて環境整備をしているところですので、私、職員の労務を担当する部署としてはそれを見守ってまいりたいと考えております。

（竹田）確かに鴻巣市は小規模保育所9園つくられたりとかして、あと駅前再開発ビルの中にも保育所をつくるよというふうに言われていますから、そういう点では本市に住んでいる方たちにとれば何とか入れるという環境はあるというふうに思いますが、そういう点からいうと、ちょっとここに答えられるかどうかあれなのですけれども、例えば職員の方

でもあっちの保育所に入れて、こっちの保育所に入れてと、同じ例えば点数が10点で満点だけれども、もう入れないというので、あっちの保育所に入れて、こっちの保育所に入れたりとかしながら預けていらっしゃる職員の方っていらっしゃると思うのです。そういう点でいうと、職員課からすると職員のいわゆる保育所に預ける負担をなくすために、職員課サイドから同じ保育所に兄弟がいる場合は入れてもらえないか、市だけではない、全体の考え方としてそういうふうなお考えを持てるかどうか、職員課サイドの職員のそういう処遇改善の点からいかがなものかなというふうにちょっと思うのですが、いかがでしょう。

（総務部参事兼職員課長）実際私も昨年度一緒に働いていた職員で違う保育所に結果的に預けていた職員はありました。ただ、その結果、入所に当たっての選定については職員だからということ関係なく、一市民としてそういった入所選定が決まるものであるというふうに考えておりますので、職員のそういった環境を担当する部署としてはそれを一緒にしてくれとか、そういったことを申し上げる立場にはないというふうに考えております。

（竹田）最後ですけれども、そういうふうにご苦労されているのは職員だけではなくて、多分民間の企業に働いている人たちも、いろんなところで働いている人たちも基本的には同じ条件だというふうに思うのです。だから、やっぱり職員だけではなくて、いろんな人たちが同じように1つの、あっちにこっちにと3つの保育園に預けているという人も私も実際話を聞いていますけれども、本当にそういうためにはやっぱりこれは育児休業の条例改正の中では、安心して働ける環境をつくるためにいろいろ条例改正していると思うのですけれども、一番は安心して預けられる保育所をつくってくださいということを、職員課サイドから国に私は意見を上げていただきたいというふうに思うのですが、担当課としてはどうかだけ最後お尋ねしておきます。

（総務部参事兼職員課長）待機児童がいなくなる環境というのは、これは誰しも賛同するところであると思いますので、もちろんそういった環境を望んではおりますけれども、国のほうに申し入れすることについて

は私どもの職員課、職員の労務担当としてはそういった立場にはないというふうに考えています。

(野本) 今回の改正は、実際には運用上行ってきたことを明文化するという説明でしたので、そうするとこの条例が改正されることによって何か変わるといふ影響はないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 今回の改正内容に関する点についての影響というのはないと考えています。

(野本) それでは、もう一つ、この変わる文言の中に保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないと書いてあるわけですがけれども、これって何か基準というか、尺度というか、判断をどのように誰がするのかというのを教えていただきたいと思います。

(総務部参事兼職員課長) 最終的には、保育所等の入所決定をしている市町村等からのあなたはこの保育所を希望しているけれども、入れませんよという入所に当たっての不承諾等の通知書をもって確認するという作業となります。ただ、申し込みをしているということですので、申し込みをしていない方については今回の改正の内容の対象とはなりませんので、申し込みをしているけれども、その希望した日に保育所には入れないといった内容の通知が市町村では多く発せられているということですので、そちらの通知書をもって確認をするということですよ。

(野本) ということは申込書をもって提出すると、それを判断するのは職員課ということによろしいのですか。

(総務部参事兼職員課長) 事務作業をするのは職員課となります。

(野本) 判断をするのは。

(総務部参事兼職員課長) こちらの承認についての市内部の決裁というのがありまして、その専決については職員課長となります。

(中野) 最初に、既に運用で行われてきたということは、要するにこの間の3法、平成27年だったかな、子ども・子育て3法、それによってこういう措置になって、そういう意味では運用で行われてきたということですが、まず最初に聞きたいのはこのことによる本市におけるこれまで

の実績というかな、こういう対応をしているって何件ぐらいあったのですか。

（総務部参事兼職員課長）今回の改正内容による保育所に入所できなかったというケースにつきましての事例というのはございません。

（中野）これまでなかったということは、これは鴻巣市内在住の職員であればともかくとして、他市に在住している職員ということになれば当然保育所の数等々含めてこれから今後当然あり得ることだと思のですが、そこで私が聞きたいのはこの半年間延びるという、保育所に入れないということ前提ですけれども、このことによっていわば育休中に再度妊娠されて、出産されると。例えば産前産後休暇とって、そしてその後育休に入ってということの中で、最長どのぐらいになるのでしょうか。その間にまた妊娠、出産されるということもありますよね。その場合、やはり保育所に入れないということが前提になっていきますけれども、そうすると2児、例えば2人目の子どもを出産したと、そして育休とってということになると、最長何年ぐらいですかね、そのままずっと産前産後から育休ということもあり得るのです。こういうことについては全く制限なしと、法に基づいて行うという解釈でよろしいですか。

（総務部参事兼職員課長）まず、第1子の育休をとっている職員がその育休中に出産の機会があるといった場合については、また産前産後休暇のほうに移行しますので、今度2人目のお子さんにかかわる産前産後休暇が発生してきます。その2人目のお子さんについて育児休業というのがスタートすることとなりまして、1人目のお子さんの育児休業については産前休暇をとった段階でもう失効するというような形となります。ですので、次にまた第3子とかということでも繰り返しとなれば継続していくという結果となります。

（中野）それも言ったように条例等で明記されている点については、今言った継続されてもそれは保障されるということで今言った答弁になっていると思うのですが、それでいいと思うのです。

ここからちょっと教えていただきたいのですが、先ほど育休とっているときにいわば共済のほうからですか、ということありますが、その間の

労働保険については当然本人負担分と、それから事業主負担分、これは当然そのままいくと、全ては本人負担分にはならないですよ。それを伺います。

(総務部参事兼職員課長) 育児休業中の共済の掛金については免除といった形になります。事業主負担分についてもおおむね免除となります。

(中野) そうすると、育児休業期間中については本人負担分は免除、事業主負担分はおおむねという答弁ありましたが、おおむねというのはどういうふうに理解したらいいのですか。

(総務部参事兼職員課長) 事業主負担金の中で、負担がそのまま継続するものにつきましては、短期公的負担金というものと特別財政調整負担金というもの、これが経理区分の短期に値するところなのですけれども、それと厚生年金にかかわる区分の中の基礎年金負担金、それと経過的長期負担金、それと業務負担金といった5種類の負担金につきましては継続することとなります。

(中野) 5種類は継続ということですが、それは今言った事業主負担の部分でしょう。本人負担分ではないでしょう。

(総務部参事兼職員課長) 事業主負担金の部分です。

(中野) そうすると、本来本人負担分が免除されているわけだから、例えばそれは実際将来としてその間当然掛け月数には算入されるのですか。例えば厚生年金なんかを受給するときに掛け月数、掛けた月数、46カ月とかあるいは百何十何カ月と掛けるではないですか。そういうところへ免除されている部分については当然納めたという前提で掛け年数に加算されるのですか。

(総務部参事兼職員課長) 暫時時間をいただけますでしょうか。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時34分)

(開議 午前9時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務部参事兼職員課長) 今、年金の支給部分にかかわる点につきまして

ては把握してございませんので、共済組合のほうに確認をさせていただきたいと存じます。

（中野）それは、では後ほどきちっと共済組合のほうに確認して答弁いただきたいと思います。

では、次に、これ最後になります。今たまたまこの育休問題やっていますけれども、非常に男性の育休取得割合が3%にも満たないということが今マスコミで言われています。当然この鴻巣市についても、男性で育休をとられた方というのはこれまで何人おられるのですか。

（総務部参事兼職員課長）最近で把握している件数でございますけれども、26年度に2名おりました以降は男性職員の育児休業は発生しておりません。

（中野）確かに日本の我が国の社会通念上の感覚とすると、男性が育休をとると今後のことに影響するのではないかと、いろいろなことで取得しにくい環境にあるというふうには思えるのですが、市としてそうした男性の育休取得というものについての今後の推進策を含めたものをお聞きしたいのと、それから今後、今回条例に伴った施策についても当然だと思っておりますが、男性職員にも該当すると、どっちが休んでもいいわけだわね、育休は。該当するというふうには思うのですが、それを最後に確認をしていきたいと思っております。

（総務部参事兼職員課長）中野委員さんがおっしゃるように、制度ができてからもう大分たつのであろうと思っておりますけれども、男性の意識の改革がなかなか進まないのだろうなというふうに思います。職員を預かる部署としましては、特定事業主行動計画というのを28年の4月から市も5年間の計画として立てております。その中で、女性については育児休業取得率100%ということと、男性職員についてはその1割ということで、10%を目標値に掲げて進めておりますので、特定事業主行動計画に沿った形で男性職員の取得率向上に向けて啓蒙してまいりたいと考えております。

以上です。

（中野）男性もこれ該当するということがいいのか。

(総務部参事兼職員課長) 男性職員も該当はいたします。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) それでは、補正予算書の11ページ、結婚新生活支援補助金についてお尋ねをいたします。

昨年度から実施をしているということですが、昨年度の実績を踏まえて今年度拡充して実施する積極的な理由、効果も含めてその費用対効果から見た定住促進に対する評価をお聞かせください。

(企画部参事兼総合政策課長) 昨年度は所得要件が300万でございました。本年度は340万に引き上げております。昨年度の実績で申し上げます

と、件数的には3件でございます。本年度につきまして、所得要件を340万に上げておりますので、結婚新生活、新たに若い方が所得が低いといえますか、340万というところに満たない夫婦が生活しやすいような形でこの制度を活用して鴻巣市に引っ越してきていただきたい、定住促進につなげたいというところでの期待をしているところでございます。

(矢島) 去年の実績を見て、いけるぞと、拡充するぞと思った積極的な理由についてお聞かせください。

(企画部参事兼総合政策課長) この制度は国の制度でございます。300万から340万、国のほうでの基準にのっとって拡大しているところですが、県内でこの制度を活用しているのは鴻巣市と、あと2つの町でございます。美里町と鳩山町ですか、がやっておりますが、県内で市でやっているのは本市だけです。市としまして、この事業だけではなく定住促進ということは積極的に取り組んでおりますので、これも含めまして定住促進という部分につなげていきたいというふうに考えております。

(矢島) この補助事業が定住促進事業として位置づけられているわけですが、まず定住の定義についてお聞かせいただきたいのですが、例えば何が言いたいのかというと、この補助金を受けた方は補助金を受けたらすぐ転出してしまっていないのかとか、何年住んでいなければいけないのかって、そういう基準があるのか、罰則があるのか、返還事由があるのか、その定住の定義についてお聞かせください。

(企画部参事兼総合政策課長) 定住の定義ですが、ある程度という言い方は変ですが、鴻巣市に住んでいただいて、鴻巣市に魅力を感じていただいて、長く住んでいただきたいというところが狙いでございます。この制度を活用してすぐ引っ越されるということは想定はしておりませんので、期間的なものは設けておりません。

以上です。

(矢島) では、確認しますけれども、ではすぐ引っ越してしまっても何のペナルティーというか、補助金を返還しろとかということはないということでしょうか。ちょっと確認です。

(企画部参事兼総合政策課長) もらってすぐ引っ越す、引っ越さないと

いう議論もありますが、交付の決定の取り消しという基準は要綱上はございまして、例えば偽って不正に受給したものだとか、この要綱に違反する行為があったとか、そういう一般的な部分はあるわけですがけれども、明確に何年、極端に言うともらって次の日引越すとか、一般的にはちょっと考えられないのかなど。確かに1年後に引越してしまうということはあろうかと思えますけれども、ほかの事業も含めまして鴻巣市が住みやすい魅力的なまちであるというところをアピールしながら、そのまま住んでいただきたいというところを考えております。

(矢島) では、20組を見込んだということですが、20組を見込んだ理由についてお聞かせください。

(企画部参事兼総合政策課長) 昨年度3件実績ありましたということで申し上げたところですがけれども、実は昨年度申し込んだのだけれども、対象外であったという方がいらっしゃいます。それは所得要件での話ですが、その方が10件ほどありましたので、合計で13件の申請があったということにはなります。昨年度300万で13件ですので、今回所得要件を340万に上げていますので、もう少しふえているのかなということも想定しまして、20件ということを用意しております。

(矢島) 一番最初の質問で明確にちょっと聞き取れなかった部分なのですけれども、定住促進ということに関して費用対効果から見てこの事業を積極的に推進するのだという理由がどうもうかがい知れないのですけれども、本当にこれ費用対効果的に見てどうなのか、率直な考えをお聞かせいただきたいと思えます。

(企画部参事兼総合政策課長) 定住促進という捉え方として、この結婚新生活だけではなくて、例えば本市であれば3世代もやっておりますし、婚活も積極的にやっていますので、若い方にできるだけ多くの方に住んでいただきたい、その多くの方が住んでいただければ、例えば子どもを出産していただいて、子どももたくさん生まれて、ひいては人口も増加するところから、本市としての将来的なメリットはあるかと思えます。今すぐこの方たちがお金もらったことで市に対して効果が出るということではなくて、長い目を見た中での効果が出るものだというふう

に考えております。

(矢島) 余り効果のほうがよくわからないのですけれども、これを例えば低所得者対策ではなくて定住促進事業にした理由というのは何でしょう。

(企画部参事兼総合政策課長) この事業の趣旨としまして、まち・ひと・しごと総合戦略で人口減少とか出生率の低下というところも含めて、そこを何とかしていきましようというところでの趣旨、目的ですので、人口減少とそういうところを上げていくために定住促進というふうに位置づけているところです。

(坂本) 今の新生活支援補助金というところですが、要件として4つあったと、4つの中の29年の3月1日から30年の2月28日までの間ということですが、この1年間で要するに婚姻届を出すということですよ。その人が対象だと。今まで先ほどの答弁だと、去年は10件プラス3件あったと、3件は可能だったけれども、10件は条件そろわなかったという状況でしたけれども、鴻巣市で年間どのくらい、関連になってしまうかもしれないけれども、1年でどのくらい婚姻届が出ているのか、そういうふうにこの4つの条件に合うような婚姻届がどのくらい予想されているのですか、年間で。1年で。

(企画部参事兼総合政策課長) 申しわけありません。手持ちに資料がありませんので、ちょっと後ほど。済みません。後日で。

(坂本) 細かい数字はいいとしても、やっぱり20件というふうにそれを絞ってきたわけだよね。20件対象に。それまでは対象になりますよということだけれども、全く予想もつかないような数字なのか、その辺をどう見ているのですか。可能だと判断しているのですか、そこは。

(企画部長) 坂本委員のご質問にお答えします。

どのくらい、先ほどもありましたけれども、では20件という見積もりとか、見込みがどうなのかという議論につながると思うのですが、もともと結婚新生活に関しては若者の低所得者対策という一面もございまして、要するに婚姻に踏み切れない、そのときに引っ越し費用とか家賃とか、そういった部分を少しでもサポートして、結婚してもらお

うよというのが国の狙いでございます。そういった中で先ほどの一定の市役所のほうですから、婚姻届何件ぐらい出ているというのは当然市民課のほうでやっていますけれども、この所得、2人が結婚するときの所得が2人で340万ですので、1人でも340万、合計で片方が働いていなくても340万、2人働いても340、なかなか把握するということが実は困難なのです。先ほど課長のほうからありましたけれども、去年の問い合わせ件数、それから今回300万から340万、上がったことによって期待値を込めて、できるだけ多くの人にもらっていただきたいというのが実際には予算を計上したような根拠になります。ですので、20件こういう積算できちっとした、あるからというもので出したものではないというのだけはお理解いただければと思います。

（坂本）そのことについてはわかりました。先ほどの答弁の中でも、県内で3市町と言ったよね。だから、やっぱり鴻巣市として鴻巣1市しか取り上げていないということになれば、特徴のある事業なので、できればそういうのをどんどんこういうふうにはPRして、もっとこういうふうには鴻巣に行けばこういうのだと言えるような、そういう政策に育ててもらいたいのだよね。ぜひ頑張ってくださいと思います。

（野本）ちょっと私もふなれなので、もう一度教えていただきたい部分もあるのですが、歳入の9ページに出てくる県央4市町に対する補助金というものが、一日体験事業でバスで親子を連れて回るといったように説明をいただきましたけれども、具体的なことというのは決まっているのでしょうか。

（回る場所の声あり）

（野本）日にちが決まっているとか、そういうことです。具体的なことは……

（企画部参事兼総合政策課長）一日体験モニター事業につきましては、歳出にも計上させていただいておりますけれども、ごめんなさい、歳出というのは今回の歳出ではなくて当初予算で計上させていただいておりますけれども、一日体験モニター事業につきましてはこの後県央地域振興センターでこの4市1町が集まりまして、プロポーザル方式で提案が

あった事業者の審査を行いまして決定するものでして、今の段階では特に具体的なものは示されておられません。

（野本）今回の補正予算がこの6月の段階に出されたというのは、どういう経緯で補正が組まれていくことになったのか教えていただきたいと思います。

（企画部参事兼総合政策課長）この補助金につきましては、内示が本年度4月28日です。交付決定を受けたのが5月の1日でございます。ですので、それを受けまして6月の補正予算に計上させていただきました。

（野本）要は予算成立の後でということだと思っておりますが、事業としては組んでいたということは、これは後から予算がつくということを前提に当初予算、当初の事業として計画をしていたというふうなことなのかどうか教えてください。

（企画部参事兼総合政策課長）この事業は、県の未来会議といたしまして、昔でいうところのまちづくり協議会、県央地域10ブロックありますが、県の事業の中で特徴あるそういう地方創生に関する取り組みをなさということで、継続的に実施している事業の一つです。その中で行っている事業ですので、歳出は当初で組んでおりますが、歳入を見込んで事業を開始しているということではなくて、積極的に地域振興センター単位で行っている事業ですので、私どももそのような考え方で今年度は事業を実施する予定になっております。

（野本）そうすると、当初予算で組まれていた部分というのは市の予算で、今回の県の補助金が出たので、それにつけかえるというようなイメージなのですか。

（企画部参事兼総合政策課長）当初予算では、88万円を計上しております。その補助率2分の1ですので、40万円単位切り捨てになっておりますので、40万円計上しているところです。これは、この管内5団体ありますので、5団体がまとめた金額をもってプロポーザルを行いまして、契約につきましては個々の団体で行うという形をとらせていただいておりますので、各市町で予算計上をしているところです。

（野本）それでは、もう一つの定住促進事業の件ですけれども、国の制

度ということで、県内では鴻巣市、美里町、鳩山町という答弁がありました。ただ、ほかの市がこういうことをやっていないというふうには考えられないと思うのですけれども、この3自治体以外のところは別な事業を何かやっているということなののでしょうか。そこの辺は、この県内で3市町だけがこういう定住促進事業をやっているというふうに捉えるのか、そこがちょっとよくわからないのですけれども。

（企画部参事兼総合政策課長）一般的な概念として定住促進と言われる部分の事業として、ほかの市町がどういうふうに行っているかというのはちょっとわからないのですが、この制度、新婚新生活支援事業としては県内で3団体というところがございます。先ほど申し上げました3世代……失礼しました。あと、日高市がこの後新婚世帯が引っ越し費用に行うというのを単独で行うということでございます。そのほかにつきましては、詳しくは申しわけありません、ちょっとどうやっているかは把握しておりません。

（野本）平成28年度では、実績としては3件あったということですので、ただそれに対しても13件の申し込みがあった中で3件が該当したというふうに理解をしたわけですからけれども、これのPRの仕方というのはどのようにされているのでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長）主にホームページ、広報、あと県のほうの制度、県経由の制度ですが、県のほうのホームページに掲載しております。

（野本）基本的に市内に通知するよりも当然市外に通知するというところに力を入れなければならない事業だと思うのです。今の答弁ですと、県のホームページというのが市外に該当するものだと思いますけれども、ほかには今後の計画として考えはありますか。

（企画部参事兼総合政策課長）おっしゃるとおり、市外から転入していただくのが一番いいのかなと思っております。この要件、市民の方も対象ですので、市内外に積極的にPRしていきたいとは思っておりますが、今のところホームページを活用しているという状況でございます。

（野本）ちょっと今の答弁で頭がこんがらがって来てしまったのですけ

れども、市民対象で市外から移り住んで定住するというのがちょっと今理解できていない状態なのですが、もうちょっと具体的にわかるように教えていただければと思います。

（企画部参事兼総合政策課長）まず、市民に限って言えば、市民の若い世代が例えばですが、例でとりますと大学出て、女性が大学出てすぐ結婚します。男性もまだ20歳前半の方です。前半といいますか、新卒何年目かですと。そうなったときに、やはり340万という要件になかなか厳しいという場合で、やはり所得が低いと家を買うということは想定としては難しい、賃貸であったりということが想定されますけれども、そのときにその方たちが市民同士の場合は、それはそれでまず該当します。そのほかに、市外の方で県のホームページもしくは本市のホームページを見て移り住みたいと、何かそういうのが目についたときに、この制度を活用していただいて、本市としては支援をしていくというところでございます。

（野本）私は、市外に対するPRというのがもっといろんな形でされるといいのではないかなというふうに思うのです。というのは、この事業に直接該当しないかもしれないけれども、鴻巣市がこういう事業には積極的に取り組んでいるということがここを通じてひっかかってくるということもあってして、それを通じてひっかかったときに鴻巣を調べたらいろんな、こども医療費だとか観光事業が充実しているとか、メリットが見えてくるという部分では、あらゆる手で市外にPRをするべきなのではないかなというふうにも思いますが、その点はいかがでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長）ホームページ以外ということですが、もう一つの日体験モニター事業も若い世代の、子育ても入ってきていますけれども、そういう場においてもそういう方たちを対象に鴻巣市ではこういう制度をやっていますというところのPRの場になるのかなというふうには思っております。

以上です。

（野本）例えば観光の関係でいろいろな市外とか駅とかでPRをしていることがあるわけですがけれども、そういう機会に鴻巣市の紹介みたいな

ところに盛り込むとか、そういう積極的な売り込み方というのは大切なのかなというふうにも思っています。先日はたまたま埼玉縣信用金庫がスーパーアリーナでビジネスフェアだったかな、というのをやっていたところに鴻巣市のブースがあって、そこにさまざまなパンフレットがあって、そこでもそういうような関係の資料が置いてあったと思うのです。そういう機会が今後も恐らくあると思うので、活用して、鴻巣がいかにかいいまちかを積極的にPRをしていくべきではないかなというふうに思っております。それについてコメントをいただいて終わります。

（企画部参事兼総合政策課長）ビジネスフェア、観光の部分も含めてひな人形が飾ってあったわけですがけれども、非常に目立つブースで、たくさんの方の来場者の方に来ていただいたところではあります。今総合政策課のカウンターの前にも看板を掲げまして、結婚新生活ではありませんけれども、例えば婚活のポスターをカウンターの前に出していたり、このす広場というポータルサイトもやっておりますので、そういうさまざまな機会を捉えて積極的にPRしていきたいというふうに考えております。以上です。

（中野）きのうこれちょっと調べたのです。そして、何か調べれば調べるほど中身はわからないので聞きたいのですが、今回の補正については内訳としてまず400万について歳入については2つ、市町村提案による実施事業補助金、それともう一つは新婚生活支援事業補助金、足して400万。それに歳出の面で単独費80万で480万。行う事業は新婚生活支援金補助金なっているのです。今各委員のやりとりを聞いていて、特に歳入部分の市町村による提案実施事業補助金の40万円について、いわゆる各市町村で企画をしていくというような答弁があったように聞いているのです。あったように受けたのです、私。ならば、当初予算の一日体験モニター事業、これ委託料が88万計上されて、当初予算、これも言ってみれば定住促進の中に入っているのです。この一日体験モニター事業業務委託料は、当初予算説明の中では県央以外の住民の人にはいわば一日共同バスを借り切って、そして上尾、桶川、北本、伊奈、鴻巣市という県央のところを見学してもらおうと。そして、鴻巣を含めてこういういいところだか

ら、ぜひ来てちょうだいよというのが当初予算の定住促進のいわば一日体験モニター事業なのです、88万。これと今言った歳入部分の40万、市町村による提案実施事業補助金、この関係が非常に私きのうやっていてこれは何なのだとわからなくなりまして、これについてちょっとお教えいただきたいのですが。

（企画部参事兼総合政策課長）この事業は、先ほど申し上げました県の未来会議といいます会議がありますが、地域の未来を考える総合戦略政策プロジェクト会議というのがありまして、それを通称未来会議と呼んでおりますが、その中で平成27年度、一部26年度ありますが、会議を実施しております、その中で平成27年度、一部26年度ありますが、会議を実施しております、どういう魅力的なまちにしていくかというところを継続的に各市町の政策担当が集まりまして会議をしておりました。その中で、本年度についてはまず先ほどの当初予算の歳出で説明ありましたように、県央地域以外の方がこの県央地域に来ていただいて、定住につながるような取り組みということで一日体験モニター事業を実施するものです。

その歳入の40万円につきましては、各市町が88万円の歳出予算を当初に組んでおります。その88万円を合算したのが事業費になるわけですがけれども、5団体で事業費になるわけですがけれども、契約自体は各市単位で事業者と契約するものですから、事業としては全体なのですがけれども、契約行為自体は各団体ごとですので、まず88万円という歳出のところで組ませていただいて、それに対してふるさと創造資金ということで2分の1の補助率で40万円を計上しているところです。

少しわかりづらいのですがけれども、まずは各団体ごとに歳出予算を同じように持っています。それを合算して県央地域振興センターが取りまとめて…別にそれを県央地域振興センターにお金を出すわけではなくて、各市町でお金は持っていて、プロポーザル自体をまとめてやりましょうと。事業者の決定を5団体でまとめてやりましょうと。決まった段階で契約は各団体ごとにやりますので、88万円の範囲内で契約を行いますと。わかりづらいですか。

（企画部長）中野委員のご質問、要するに当初予算で歳出だけ組んで、

なぜ今回40万を補正予算で組まなくてはならないのかということだと思
うのです。もともと先ほど課長から説明したように、歳出が、事業を進め
るのは去年からもう既に2年目で事業を継続してやっております、各
4市1町の中で29年度においてもこの地方創生絡みで協力して事業をや
っていきましょと、その事業をやっていきましょという話がモニタ
ー事業でございまして、実際にこれがここまで補助金がなければ当初予
算だけで終わっているわけです。もともと県のほうの予算が3月議会で
議決されますので、その中では県全体としてふるさと創造資金という予
算枠がございまして、4月に入ってからどの事業を採択しましょとい
うことで決定をするわけです。ですので、4月の終わりになって内示が
来て、5月1日に交付決定が来るわけです。

ですから、事業そのものの内容は28年度中から4市1町で協議をして、
それぞれが負担してやりましょと、1本の事業としてやりましょとい
う、できていましたので、市単独で予算を計上させてもらった。も
と県補助の対象にはなるのですけれども、県議会の29年度の予算の
可決を待って、4月以降に初めて歳入を受けるといふ、こういう仕組み
になっていますので、歳出と歳入がそれぞれ、歳出は当初予算で、歳入
が補正予算になったと、こんな経緯がございましてよろしいでしょうか。

(中野) 今のは、部長の説明わかったのです。しかし、これは少なくとも
当初予算においては88万、わかりました、経緯は。だけれども、これ
はあくまでも定住促進事業でやっているのですよね。定住促進事業で。
ところが、今回のやつは定住促進事業だけれども、新婚生活支援事業な
のです、補正のほうは。歳出。480万。つまり360万と40万の400万と、市
の一般会計から80万で480万で。これは、今言った新婚、結婚新生活か、
新婚生活だな、の事業に限定してね。

ところが、当初予算のやつは、これ一日体験モニターは新婚とは書いて
いないのです、事業としては。あくまでも定住促進の中で、この当初予
算の中では特に負担金の中では3世代住宅の人の補助金なのです。そう
でしょう。当初予算には新婚は入っていないのです。その辺が今言った
ように定住促進ということで、今言った一日モニター最初から入ってい

るけれども、これは何も新婚に限ったことではなくて、定住促進ということ、いわば県央以外の人たちに来てもらってやるというのが事業です。ところが、今回のやつはこれ新婚に限っているのです、歳出で。新婚生活補助金480万。24万掛ける20組。そうすると、今言ったように、ところが収入の歳入と市町村による提案実施というのが40万入っているのです。この関係が非常によくわからない。ここへ市町村がないのだったらわかるよ。そこがちょっと私はきのう一生懸命調べていて、これは何なのだというのでわからなくて苦労したのです。そこはどうなのかと。

(財政課長) 今のご質問ですけれども、確かに当初予算で既に計上済みになっております。ですので、今回の補正予算では歳出は計上がございません。ただ、実際にはそちらの88万のほうの充当財源ということで今回計上させていただいております。ですので、こちらの補正予算書の歳出のところの財源内訳を見ますと、そちらに40万という、10ページです。10ページをお開きください。10ページを見てしまいますと実際に企画費自体のところには40万円充当するような形になっています。ところが、実際にはこの事業ではなくて当初予算のほうの事業のほうに後々充当するような考え方になります。ですので、歳出と歳入が一緒に出ないような補正予算の場合には、あたかもこの結婚新生活のほうに充当されるように見えてしまうのですけれども、実際にはこちらの事業ではなくて、当初予算にある88万円分の2分の1分に充当されるという事業になります。ちょっとわかりづらくて申しわけないのですけれども。歳入歳出が別々に入れた場合にはこのような形になるケースがあるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時21分)

◇
(開議 午前10時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) まず、8ページと9ページの市町村による提案実施事業補助金

の40万円で、先ほどからの説明でバスツアーの企画も含めてやっていきますというご説明でしたけれども、いわゆる県央のエリアの中で冊子をつくって、その冊子の中で魅力を発信していくという事業だというふうに私は受けとめるのですけれども、その中の冊子で見開きのところに鴻巣が幸いに載っていますというあの冊子の具体化でいいということで、まずそこから確認をします。

（企画部参事兼総合政策課長）昨年度冊子をつくりまして、その継続的な形で本年度は一日体験モニター事業を実施するものです。

（竹田）それで、定住を促進するということでは、不動産屋さんとかいろんなところに置いていただいて紹介するよというのが昨年度の説明だったと思うのですけれども、それに伴う問い合わせとか、その冊子を見て鴻巣はいいところだから来ようとかという実績と問い合わせなどの成果というのはどこでどのようにあらわれているのか伺います。

（企画部参事兼総合政策課長）特に婚姻届を出すときに、アンケートは実施しておりますけれども、この冊子を見て来たとかというところまで把握はしていない状況です。

以上です。

（竹田）ということは、冊子を見て来ましたということでフィニッシュで鴻巣で決まったという事例というのは何かつかんでおられるのでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長）今具体的にそういう数値は持っていません。

（竹田）それで、先ほどそういう冊子に基づいていいところを紹介するためのツアーを企画したいということの予算ですが、ちょっともう少しイメージを膨らませるために、こんな内容なのですかということをもう少し具体的にお伺いしたいと思います。

（企画部参事兼総合政策課長）具体的にどういうところを回るかということになりますと、子育て支援的な部分が今回の一日体験事業多いものですから、例えば児童センターだとか、あとは買い物しやすいスーパーがどのあたりにあるとか、あとは公園とかですか、それぞれの市町の特

徴を生かしたところを回るのではないかというふうに、まだ提案受けていないものですから、各バス会社がどういう提案を上げてくるかというところでは想定範囲です。

（竹田）やはり住んでよかったというふうに言っただけのようにするわけで、そういう点では生活者の視線というのですか、視点って私はすごく大事なかなというふうに思うのです。そういう点では、総合政策課の中にいわゆる、皆さんも生活者の一人ではありますけれども、保育にかかわる分って今でも残念ながら圧倒的多数は女性の部分が、女性が担っているという点を考えると、この事業による女性職員の参加とか、そのところはどんなふうに進められていくのか、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

（企画部参事兼総合政策課長）この事業において女性の市の職員の参加ということによろしいでしょうか。

総合政策課にも女性の職員おりますので、ちょうど子育て中でございますので、日常的な会話の中でどういうところを例えば困っているといいますか、どういうところが子育てとして必要かというところの話は伺っておりますので、そういうところを職員はどういうところが必要なのかというところから日常的に感じているところです。

（竹田）今子育て中の若い女性と、職員の皆さんは比較的全体に若いのですけれども、それとあわせて住み続けるという点では私どもの年代のような一定経験がある人たちの視点も必要だと思うのです。介護の問題とか福祉の問題とか、障がい者の問題とか、そういうところではやっぱりあらゆる人たちが安心して住み続けられる視点をどういうふうに入れていくかという点で、それがやっぱりツアーとして、ああ、いいまちねというふうに映っていくことが最終的には必要だと思うのですけれども、そういうあらゆる人たちの視点をどう入れていくかというところではどのように工夫されていくのでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長）あらゆる世代の方たちがそれぞれどういうところが住みやすい、どういうところが住みづらいというのはやはり年代によって違うと思います。今回のツアーにつきましては、あくまで

も子育て世代というところにターゲットを絞っておりますので、その部分で事業を進めていきたいというふうに考えております。

（竹田）わかりました。

ちょっと私お願いなのですがすけれども、子育て世代の人たちも定住していただくのは基本的には未来が広がるからいいと思うのですがすけれども、この間公立保育所、認可保育所、保育の話になると答えられないかもしれないのですがすけれども、私どもも小規模保育所見て回りました。小規模保育所というのは、基本的には規制緩和の一環で園庭がなくてもいい、近くに公園があればいいと、お散歩に行ける距離でというふうになって、それが非常にふえてきて、そういう方向が国が示した待機児童をなくしていく方向だと思うのですがすけれども、私が見た限り皆さんもちろん一生懸命やっぺらっぺらやるけれども、すぐ近くに園庭がないという、そういう保育環境は今後の子育てにとっていかなものかなというのが私はちょっと感じたのです。ですから、やっぱり本当にこのツアーを組む段階の中では、より安心して預けられる環境のところをやっぱりセレクトしていく必要があるのかな、親の便利さイコール子どもの本当の成長を保障する環境では私はないというふうに思っているのですが、その点はぜひ配慮していただきたいというふうに思いますが、それを選定していく人たちというのはプロポーザルをお願いするのか、職員が選んでいくのか、ちょっとその点だけ確認をしておきたいと思います。

（企画部参事兼総合政策課長）各市町の魅力を発信する中で、繰り返しになりますが、子育て中のお母さん、お父さんをターゲットにしておりますので、もちろん子育てに関する公園だとか児童センターとか、そういう部分も取り上げられるものだというふうに思っております。以上です。

（竹田）あと、40万円というのは、これは先ほど1日1回だけのツアーなのか、何回かのツアーの予算なのかだけちょっと最後伺います。

（企画部参事兼総合政策課長）この県央管内5団体ありますので、回数的には一日体験モニターの回数としましては5回実施する予定です。ただ、5回が1つの市だけではなくて、当然近接している部分については

例えば北本と鴻巣が同じそのツアーの中に入っていたりというようなことは考えられます。

(竹田) わかりました。

続いて、新婚生活支援事業補助金で、これは国も一生懸命支援をして、新婚さんいらっしゃいといろんところでやっている事業だと思うのですが、先ほど3件あって、もう一件は所得制限で漏れてしまったということでしたけれども、ちょっと確認ですけれども、今年度の事業は平成29年の3月1日から30年の2月の末までということの対象者というふうにおっしゃっていましたよね。ということは、去年漏れた人は所得制限もあったけれども、残念ながら今年度所得を上げたけれども、対象外ということではよろしいのかどうか、まず確認をします。

(企画部参事兼総合政策課長) そのとおりでございます。

(竹田) わかりました。いつ新婚さんになるかというのを結局こういうところで非常に微妙だなというふうに思いますけれども、その中で先ほど何年住めばいいのか、そういうところはないよというふうにおっしゃっていましたけれども、4つの条件の中で所得、49歳以下であるとか、合計所得が340万以下であるということとか、それから新婚であるということ、そういうところによると例えば家を借りるということの契約書を持参することも、申請を受ける場合の条件になっておられるのでしょうか、話だけなのでしょうか。

(企画部参事兼総合政策課長) 契約書を持参することになっております。

(竹田) ということは、よほどの事情がない限り2年間は鴻巣にお住まいいただける見通しであるということではいいのですよね。ちょっと確認します。

(企画部参事兼総合政策課長) 特殊な事情がない限り、そのように考えております。

(竹田) ということは、引き続きそういう点からいうと今入った3人というのは民間のアパートなののでしょうか、それとも公営住宅なののでしょうか。

(企画部参事兼総合政策課長) 賃貸のアパートというふうに聞いており

ます。

（竹田）わかりました。そういう点からいうと、今度は政策的な展開になるのですけれども、民間のアパートというのは2年置きに更新しなければいけない、更新料が取られるということですが、公営の住宅は基本的には更新料というのは必要ないですよ。そういうふうなことを考えたときに、今後の新婚さんいらいっしやい政策の中では、私は公営住宅あるいは建てなかったとしても、民間の借り上げも含めてやっぱりいかに若い人たちが定着していただくかということ考えたときに、やっぱり安い公営的な住宅、公営住宅をつくっていくという方向が、やっぱり住み続けていただくというところでは必要な施策かなというふうに思うのですが、そういうところの政策的な展開、公営住宅も含めた展開というのは鴻巣の中ではどのように検討されておられるのでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長）公営住宅のまず新築とか、そういう部分については、今公共施設の総合管理計画の中でそういう位置づけがありませんので、とりあえず新築というところはございません。あと、そういうところへの誘導と、どこに住むかというのはその新婚の方たちのどこにお勤めとか、そういういろんな環境があるかと思しますので、そういう部分での判断になると思います。そこの部分についての支援ということで捉えております。

（竹田）県もいわゆる若者の住宅の定着ということではURの、北鴻巣にあるURをたくさんあいているということもあって県が補助をして定着するような、いわゆる支援策とっていますよね、県そのものが。そういう発想なのだから、やっぱり公共施設等の総合管理計画はもちろんありますから、古くなった住宅はもう募集をかけていないとかいろいろありますけれども、やはり私は県がそういう発想であいているところを安く提供する発想だったら、鴻巣も定住を考える場合、最初的时候は補助するけれども、その後また更新しなくてはいけないということ考えたときには、やっぱり公営住宅についても検討していく私は必要があるのではないかと、本当に定住させようと思ったら。住まいは一番その人にとっても、人権ですから、ぜひそういうことは考えていけるかどうか、

その方向だけ確認して終わります。

（企画部参事兼総合政策課長）今すぐそれを活用するとか、政策的に考えていくというのは難しいかと思えますけれども、この制度が本市としましてもどのくらいこの先考えていくかと絡めた中で、一つのご意見として参考とはさせていただきます。

（永沼）11ページの結婚新生活支援補助金の関係なのですが、28年度の内容と比べ所得対象300万円未満から340万円未満、そして補助金については18万円から恐らく24万円にされているのかなというふうに思いますが、その詳しい理由について、そのようにされたのかをちょっとお聞きしたいなと思います。

（企画部参事兼総合政策課長）先ほどもご説明させていただいたところなのですが、国のほうの制度が300万から340万と、あと補助額につきましても24万というのは国の制度の中でそのような位置づけになりましたので、それに合わせまして本市のほうも同じような体系にしているところです。

（永沼）そうしますと、国に倣ってということでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長）はい、そのとおりでございます。補助額が18万から24万という形で、委員がおっしゃるとおりでございます。

（永沼）平成29年度の本市の実施計画というのがございまして、そこで定住促進事業というものが計画されておりました、記載されております。これは、平成28年度から平成31年度までこの事業が行われるということになっておりますが、今回の定住促進事業は平成31年度まで継続して行っていくという、そのような計画であるのかということ伺います。

（企画部参事兼総合政策課長）定住促進事業につきましては、本市においては3つの事業がございます。先ほどからちょっとわかりづらかったと思いますが、3つの事業を申し上げますと3世代住宅取得補助金、これが1つです。もう一つが今皆さんにご審議いただいております新婚新生活の補助金、もう一つが県央地域の一日体験モニター事業、この3つを定住促進事業として位置づけております。実施計画に計上しております定住促進事業につきましては、そのうちの3世代住宅取得補助金というこ

とで、3世代の部分でございまして、これにつきましては実施計画上31年度まで実施計画に据えておりますので、その中で考えていきたいというふうに思っております。

(永沼) そうしますと、先ほどの実施計画は3世代の定住促進ということであるということによろしいのですか。

(企画部参事兼総合政策課長) はい、そのとおりでございます。

(永沼) そうしますと、今回のこの結婚新生活支援補助金の定住促進事業については、今後継続されていくのかどうかというのだけちょっと伺いたいと思います。

(企画部参事兼総合政策課長) 国の制度と今後も一緒に考えていきたいと思っておりますので、とりあえず実施計画上については3世代を対象にしておりますけれども、そのほかの定住促進については毎年度考えていきたいというふうに思っております。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第43号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

(いいですかの声あり)

(委員長) 職員課長のほうからちょっと何か。

(総務部参事兼職員課長) 先ほど中野委員のほうからご質問がありました育児休業期間中、掛金と負担金の免除されていた期間の年金額の算定に関して確認がとれましたので、お答えさせていただきます。

掛金、負担金が免除された期間も年金額の算定の基礎期間となりますということで、在職中と同じ100%の期間で算定されます。

以上です。

(委員長) よろしいでしょうか。

(何事か声あり)

(委員長) 以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製につきましては、委員長に一任願います。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時00分)